

申請内容の変更について

保育所申込み中・利用中に次のような変更が生じた場合には、届出が必要です。
お早めにお知らせいただき、申告忘れがないようご注意ください。

☆保育を必要とする事由

退職して

- 就労→求職活動に変更
- 就労→疾病に変更
- 就労→妊娠出産に変更 など
- 保育を必要とする事由について該当し

なくなる場合

☆就労内容

- 就労先の変更

※退職日と雇用開始日の間が空く場合は、退職した時点でお知らせください。

- 就労時間の変更
- 産休・育休取得
- 雇用契約を更新したとき

☆世帯構成

- 祖父母同居⇔別居
- 結婚、再婚した時
- 離婚した時

☆住所

- 市内転居
- 市外転出 ※原則退所

※その他、申込時と状況が変更になる場合は、事前にご相談ください。

申告漏れがあった場合、退所になることがあります。

届出先：保育所、こども支援課（0834）22-8455